

パルコプリカ特約 一部改定のお知らせ

2020年4月1日をもってパルコプリカ特約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■パルコプリカ特約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条(定義)</p> <p>1. 略</p> <p>2. プリカ規約第2条に以下各号を追加します。</p> <p>(15)「月間利用総額」 毎月 1 日から当該月の末日までのカード決済を行った額の総額をいいます。</p> <p>(16)「累計利用総額」 本カードの発行日以降カード決済を行った額の累計総額をいいます。</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>1. 略</p> <p>2. プリカ規約第2条に以下各号を追加します。</p> <p>(16)「月間利用総額」 毎月 1 日から当該月の末日までのカード決済を行った額の総額をいいます。</p> <p>(17)「累計利用総額」 本カードの発行日以降カード決済を行った額の累計総額をいいます。</p>
<p>第3条(カードの発行)</p> <p>1. 当社の定める本特約及びプリカ規約を承認の上、当社とパルコ(以下、併せて「両社」といいます)に、両社所定の方法により、本カードのご利用のお申込をし、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「利用者」といいます)に、本カードを発行いたします。なお、未成年者の方は、親権者の同意を得たとみなした上でお申込を受け付けるものとします。</p> <p>2. 略</p>	<p>第3条(カードの発行)</p> <p>1. 当社の定める本特約及びプリカ規約を承認の上、当社とパルコ(以下、併せて「両社」といいます)に、両社所定の方法により、本カードのご利用のお申込をし、両社が本カードのご利用を<u>承諾</u>した方(以下「利用者」といいます)に、本カードを発行いたします。<u>契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。</u>なお、未成年者の方は、親権者の同意を得たとみなした上でお申込を受け付けるものとします。</p> <p>2. 略</p>
<p>第7条(日本国外でのカード決済)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 海外非対面の利用店でのカード決済等、一部当社が認める場合であって、カード決済時の商品等購入代金が外国通貨建ての場合、プリカ規約第6条第5項(1)が適用されます。</p>	<p>第7条(日本国外でのカード決済)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 海外非対面の利用店でのカード決済等、一部当社が認める場合であって、カード決済時の商品等購入代金が外国通貨建ての場合、プリカ規約第6条第<u>6</u>項(1)が適用されます。</p>
<p>第9条(利用停止措置)</p> <p>本カードについては、プリカ規約第15条第1項(4)における「当社」は、「両社」に読み替えるものとします。</p>	<p>第9条(利用停止措置)</p> <p>本カードについては、プリカ規約第15条第1項(5)における「当社」は、「両社」に読み替えるものとします。</p>
<p>第11条(特約の変更)</p> <p>会員が本特約の変更及びその変更内容の告知後に本カードをご利用された場合は、会員は、その変更内容をご承諾いただいたものとみなします。</p>	<p>第11条(特約の変更)</p> <p><u>プリカ規約第 26 条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、プリカ規約第 26 条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</u></p>

以上